

神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙における 宿泊療養者の特例郵便等投票について

宿泊療養施設に入所されている方が対象となる、郵便等を用いて投票する制度「特例郵便等投票」が4月9日投票日の神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙で利用できます。

利用を希望される方は、以下の方法で投票できます。

※退所日が近い方は、この方法によらず、退所後に投票日の投票所や期日前投票所で投票を行ってください。

1. 投票できる期間

令和5年4月1日（土）～4月8日（土）

※一連の手続きに5日程度かかることが予想されますので、この投票方法を希望される場合は、「ステップ1」の区への事前連絡を直ちに行ってください。

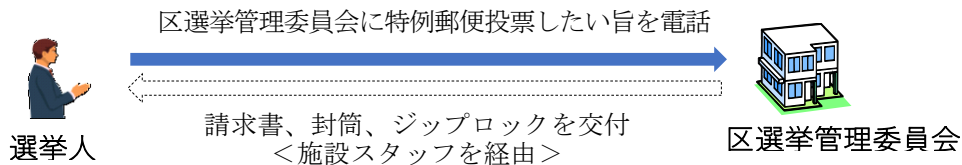
2. 投票する場所

宿泊療養施設の自室内

3. 投票手続き

「ステップ1」(投票用紙請求の事前連絡)

お住まいの区選挙管理委員会あてに、「特例郵便等投票」を利用したい旨を電話連絡してください。宿泊療養施設あてに、「投票用紙の請求書等」が送付されます。

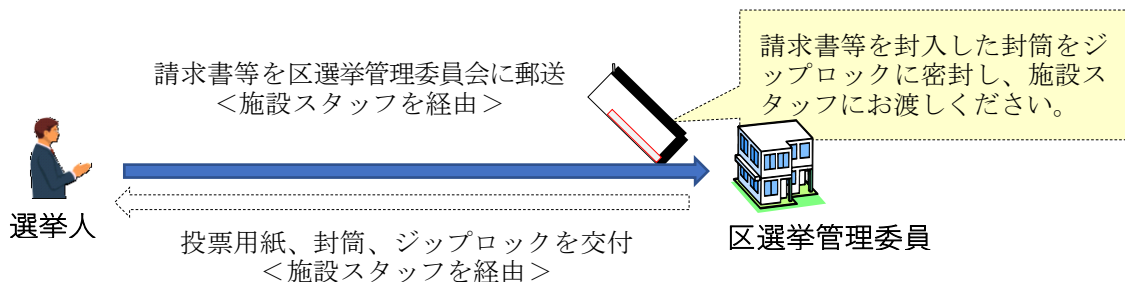


「ステップ2」(投票用紙等の請求)

手指消毒、マスク・手袋着用

施設スタッフから「投票用紙の請求書等」を受け取り、

- ① 請求書に必要事項を記載する。
- ② 保健所から交付された外出自粛等要請通知書（又は就業制限通知書）を添付する。
※通知書がお手元にない場合は、その理由（保健所から交付されていない、自宅にある等）を請求書に付記してください。
- ③ これらを封筒に封入し、さらにジップロックに封入して、施設スタッフに渡す。
(施設スタッフが消毒の上、ポストに投函する。 **※期限：4月5日（水）17時必着**)



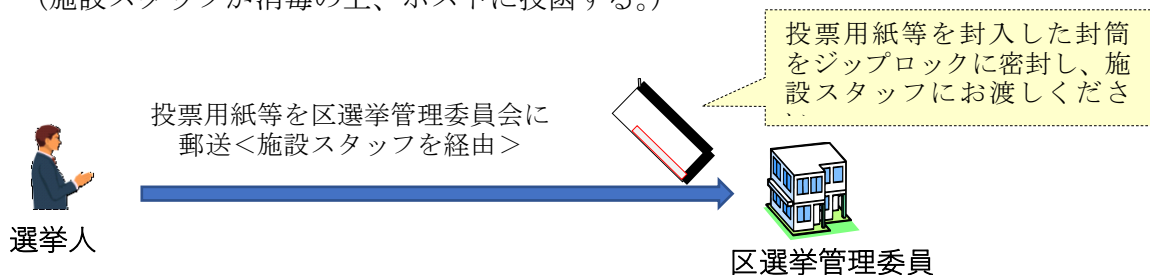
「ステップ3」(投票用紙への記入・郵送)

手指消毒、マスク・手袋着用

施設スタッフから「投票用紙等」を受け取り、

- ① 投票用紙に候補者名を黒色のボールペン等で記入する。
- ② 投票用紙を内封筒に入れて封をする。

- ③ 内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（例：宿泊療養施設）を記入し、氏名欄に署名する。
- ④ 外封筒を送致用封筒に入れて封をする。
- ⑤ 送致用封筒をジップロックに入れて、施設スタッフに渡す。
(施設スタッフが消毒の上、ポストに投函する。)



4. 投票に当たっての注意事項

- (1) 感染拡大防止のため、「ステップ 2・3」では、手指消毒の上、マスク・手袋を着用してください。
- (2) 宿泊療養施設の入所中に一連の手続きを完了していただく必要があります、「ステップ 2」の投票用紙等の請求後に施設を退所した場合、投票用紙を返還していただかないと、投票所や期日前投票所で投票することができなくなりますので、ご注意ください。
なお、投票用紙等が施設に届いた時点で既に退所されていた場合、施設スタッフより区選挙管理委員会に返送いたします。投票用紙等が返還されているかの確認は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。
- (3) 「特例郵便等投票」に関する経費は、療養者に負担いただくことはありません。

【問い合わせ先】

ご不明なことは、お住まいの区選挙管理委員会にお問い合わせください。

東灘区	(078)841-4131	長田区	(078)579-2311
灘区	(078)843-7001	須磨区	(078)731-0080
中央区	(078)335-7511	垂水区	(078)708-5151
兵庫区	(078)511-2110	西区	(078)940-9501
北区	(078)593-1111		